地域主権改革(第3次一括法)に伴う介護保険法の改正による条例制定等について

1 目的

地域主権改革(第3次一括法)による義務付け・枠付けの見直しに伴う介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の改正により、地域包括支援センターに関する基準について、これまで、介護保険法、厚生労働省令で定められていたものが、市の条例に委任されたため、条例改正、及び条例制定をいたします。

施行期日は、いずれも、平成27年4月1日となります。

2 内容

- (1) 小平市介護保険条例を改正する基準 別紙1
 - ① 地域包括支援センターの要支援者に対するケアプランを作成する業務の介護予防支援 事業に係る事業者の指定基準(介護保険法第115条の22)
 - ② 地域包括支援センターの包括的支援事業に関わる職員等に係る基準(介護保険法第 115条の46)
- (2) 新たに、条例を制定する基準 別紙2
 - ① 地域包括支援センターの要支援者に対するケアプランを作成する業務の介護予防支援 事業の人員及び運営等の基準 (厚生労働省令平成18年第37号)

《参考》

